

平成 26 年 10 月 10 日

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会
豊かな未来社会に向けた自動車行政の新たな展開に関する小委員会
第 2 回 平成 26 年 10 月 21 日 (火)

一般社団法人 全国レンタカー協会 ヒアリング資料

レンタカー事業は、車を所有するより「必要なときに必要なだけ」使用方法が合理的だという利用者意識の変化や企業の地球環境保全や経済性重視の意識の高まりにより、その事業規模を年々拡大してきており、平成 25 年 3 月末現在での総事業社数は 8,547 者（前年比 4.8% 増）、総車両数は 506,966 台（前年比 6.8% 増）うち乗用車 273,466 台（前年比 6.4% 増）となりました。

また、政府の観光立国政策や 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定に伴い、今後ますます訪日外国人旅行者が増加することが見込まれております。全国レンタカー協会ではインバウンドに関する関係省庁との意見交換会に出席し、訪日外国人の交通安全啓発や外国語のドライブマップ、国際・外国運転免許証確認ポイントマニュアル等を作成しております。さらに、全レ協の空港アクセス改善委員会では各空港に「レンタカー空港協議会」を立ち上げ、那覇、佐賀、松山空港では新たな国際線ターミナルビル建設に併せてレンタカー送迎バスの乗降所の設置など関係施設の整備が行われております。このように、インバウンドの推進について検討を進め、訪日外国人旅行者がレンタカーを安全にかつ安心して利用できる環境づくりに取り組んでいます。

空港アクセスの改善のため平成 20 年 12 月 24 日付けで国土交通省により告示された「空港の設置及び管理に関する基本方針」には、「レンタカー利用者等の利用を考慮して、レンタカーの営業拠点や乗降場、駐車場の適正配置に努めることとする」と明記されました。この「基本方針」を契機に、現在までに各空港において空港レンタカーアクセスの改善が進展しています。つきましては、空港当局、空港ビル等とレンタカー空港協議会と協議のうえ、「基本方針」に基づいた、空港アクセス改善に特段の配慮をお願い申し上げます。